

非営利法人制度比較表（税関係）

	一般社団法人・一般財団法人		公益社団法人・公益財団法人
税法上の区分	普通法人 (非営利型法人以外)	非営利型法人	
要件等	非営利型法人以外の 一般法人	<p>①非営利性が徹底された法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の分配なし（定款） ・解散時残余財産を公共、公益的団体に贈与すること（定款） ・上記の定款違反行為がない ・親族等である理事数1/3以下 <p>②共益的活動を目的とする法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員に共通する利益を図る活動を主たる目的 ・定款等に会費の定め ・主たる事業で収益事業を行わない ・特定個人・団体への剰余金分配なし（定款） ・特定個人・団体への解散時残余財産の帰属の定めなし（定款） ・特定個人・団体への特別の利益を与えた実績なし ・親族等である理事数1/3以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業（23項目の事業で不特定多数の者の利益増進に寄与）を行うことを主な目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、行政庁から公益認定を受けたもの ・公益認定基準（法5条18項目）
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての所得に課税 ・法人税率23.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業による所得に課税 ・法人税率23.2%（所得800万円以下は19%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業以外の収益事業による所得に課税 ・法人税率23.2%（所得800万円以下は19%）
地方法人税	平成29年度から、基準法人税額×10.3%を法人税と同時期に申告・納付		
法人県民税等	<ul style="list-style-type: none"> ○法人県民税均等割 年額21,000円 ○法人市町民税均等割 年額50,000円 ○法人県（市町）民税法人税割、事業税は、すべての所得に課税 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人県民税均等割 年額21,000円 ○法人市町民税均等割 年額50,000円 ○法人県（市町）民税法人税割、事業税は、収益事業による所得に課税 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人県民税均等割 ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額21,000円 ○法人市町民税均等割 ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額50,000円 ○法人県（市町）民税法人税割、事業税は、公益目的事業以外の収益事業による所得に課税
登録免許税	<p>課税対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主たる事務所の所在地 ・設立登記は6万円 ・役員変更登記は1万円 ○従たる事務所の所在地 ・設立登記は9千円 		非課税
みなし寄附金	適用なし		<p>適用あり (収益事業に属する資産から、公益目的事業のために支出した金額を寄附金とみなす)</p> <p>損金算入限度額＝公益目的事業の実施に必要な金額又は所得の50%のいずれか多い額</p>
寄附を行った者に係る税制	<ul style="list-style-type: none"> ○個人が寄附した場合 ・寄附金控除なし ○法人が寄附した場合 ・一般寄附金の損金算入限度額 (所得金額の2.5%+資本金等の額の0.25%) × 0.25 		<ul style="list-style-type: none"> ○個人が寄附した場合 ・所得税「寄附金額-2,000円」を所得金額から控除（寄附金控除（所得控除）：寄附者の所得金額の40%を限度） 又は「(寄附金額-2,000円) × 40%」を所得税額から控除（寄附金特別控除（税額控除）：寄附者の所得金額の40%、所得税額の25%を限度）のいずれかを選択（一定要件あり） ・県市町民税 県又は市町の指定された法人への寄附に対し、控除 (寄附金額-2,000円) × 税率（県4%、一般市町6%） (寄附金額-2,000円) × 税率（県2%、指定都市8%） ・相続税、譲渡所得等の非課税（特例認定NPO法人を除く） (公益目的事業の用に供する財産、相続財産を寄附した場合) ○法人が寄附した場合 一般寄附金の損金算入限度額に加え別枠の限度額あり（所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%） × 0.5)

*詳細は、課税機関（税務署、県財務事務所、市町税務担当課）にお問い合わせください

非営利法人制度比較表（税関係）

	労働者協同組合	特定労働者協同組合	特定非営利活動法人 (NPO法人)																										
税法上の区分	普通法人	公益法人等																											
要件等	特定労働者協同組合以外の労働者協同組合	<p>①定款に、剰余金の配当を行わない旨の定めがあること。</p> <p>②定款に、解散時に組合員に出資限度で分配した後の残余財産は国・地方公共団体・他の特定労働者協同組合に帰属する旨の定めがあること。</p> <p>③①②の定款違反行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。</p> <p>④各理事の親族等の関係者が理事の総数の3分の1以下であること。</p>	<p>・特定非営利活動（20項目の活動で不特定多数のものの利益増進に寄与）を行うことを主な目的とすること</p> <p>【認定NPO法人】 ※有効期間5年間（更新あり） ・PST要件の基準の達成 ・共益的活動割合50%未満 ・適切な運営組織、経理 ・適正な事業活動内容 ・適切な情報公開 ・法令違反等の事実がない ・設立から1年超経過、2事業年度終了</p> <p>【特例認定NPO法人】 ※有効期間3年間（更新なし） ・PST要件の基準の達成を除き認定NPO法人と同じ</p>																										
法人税	<ul style="list-style-type: none"> 全ての所得に課税 資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分は15% 年800万円超の部分は23.20% 上記以外の法人23.20% 	<ul style="list-style-type: none"> 収益事業による所得に課税 資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分は15% 年800万円超の部分は23.20% 上記以外の法人23.20% 	<ul style="list-style-type: none"> 収益事業による所得に課税 法人税率23.2%（所得800万円以下は15%） 																										
地方法人税	資本等の金額や従業員数に応じて税額が増加	基準法人税額×10.3%を法人税と同時期に申告・納付	平成29年度から、基準法人税額×10.3%を法人税と同時期に申告・納付																										
法人県民税等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本等の金額</th> <th rowspan="2">県民税均等割</th> <th colspan="2">市町民税均等割</th> </tr> <tr> <th>従業者数 50人超</th> <th>従業者数 50人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>80万円</td> <td>300万円</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>54万円</td> <td>175万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>13万円</td> <td>40万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>5万円</td> <td>15万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>2万円</td> <td>12万円</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	県民税均等割	市町民税均等割		従業者数 50人超	従業者数 50人以下	50億円超	80万円	300万円	41万円	10億円超 50億円以下	54万円	175万円		1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円	1千万円以下	2万円	12万円	5万円		<ul style="list-style-type: none"> ○法人県民税均等割 <ul style="list-style-type: none"> ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額21,000円 ○法人市町民税均等割 <ul style="list-style-type: none"> ・収益事業を行わない場合、減免措置 ・収益事業を行う場合は、年額50,000円 ○法人県（市町）民税法人税割、事業税は、収益事業による所得に課税
資本等の金額	県民税均等割			市町民税均等割																									
		従業者数 50人超	従業者数 50人以下																										
50億円超	80万円	300万円	41万円																										
10億円超 50億円以下	54万円	175万円																											
1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円																										
1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円																										
1千万円以下	2万円	12万円	5万円																										
登録免許税		非課税	非課税																										
みなし寄附金		適用なし	適用なし ※認定NPO法人のみ適用あり （収益事業に属する資産から、収益事業以外の事業のために支出した金額を寄附金とみなす） 損金算入限度額＝所得の50%又は200万円のいずれか多い額																										
寄附を行った者に係る税制		適用なし	<ul style="list-style-type: none"> ○個人が寄附した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・寄附金控除なし ○法人が寄附した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・一般寄附金の損金算入限度額 <p>【認定（特例認定）NPO法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人が寄附した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税「寄附金額-2,000円」を所得金額から控除 （寄附金控除（所得控除）：寄附者の所得金額の40%を限度） 又は「（寄附金額-2,000円）×40%」を所得税額から控除（寄附金 特別控除（税額控除）：寄附者の所得金額の40%、所得税額の25%を限度）のいずれかを選択（一定要件あり） ・県市町民税 県又は市町の指定された法人への寄附に対し、控除 （寄附金額-2,000円）×税率（県4%、一般市町6%） （寄附金額-2,000円）×税率（県2%、指定都市8%） ・相続税、譲渡所得等の非課税（特例認定NPO法人を除く） （公益目的事業の用に供する財産、相続財産を寄附した場合） ○法人が寄附した場合 <ul style="list-style-type: none"> 一般寄附金の損金算入限度額に加え別枠の限度額あり （所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%）×0.5 																										

*詳細は、課税機関（税務署、県財務事務所、市町税務担当課）にお問い合わせください